

介護福祉士実習指導者講習会

群馬パース大学福祉専門学校介護福祉士実習指導者講習会 開催要項

○目的

群馬パース大学福祉専門学校では、介護福祉士養成カリキュラムの「介護実習」を指導する介護福祉施設等の実習指導者に対して必要な専門的知識及び教育方法を習得させるために本研修を実施する。

○主催・研修実施機関

群馬パース大学福祉専門学校 〒377-0008 群馬県渋川市渋川 1338-4

○研修期間および研修日程・会場

2023年7月4日(火)・7月5日(水)・7月11日(火)・7月12日(水) 計4日間

会場：群馬パース大学福祉専門学校(群馬県渋川市渋川 1338-4 TEL0279-60-7010)

※ 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、来校型ではなく、双方向型の遠隔授業(ZOOM等)を活用した受講に変更する可能性もございますのでご了承ください。その際の連絡は別途行います。受講に際しては一人につき一端末(ノートパソコン推奨ですが、タブレット、スマートフォンも可)をご用意いただく必要がございますのでご了承ください。

○受講者定員：40名

○受講料：30,000円※テキスト代含む

※ 「人材開発支援助成金(キャリア形成促進助成金)」が利用可能です。受講開始一か月前までに手続きが必要となります。詳しくは、群馬労働局 職業安定部 職業対策課 電話027-210-5008までお問い合わせください。

○受講資格

・介護福祉士として3年以上実務に従事した経験のある、実習指導担当及び今後担当する予定の方。

○申込方法

1. 以下の書類に記入し、応募期間(2023年5月19日(金)から2023年6月2日(金)まで)に必ずご郵送ください。

- 「『介護福祉士実習指導者講習会』受講申込書」
- 介護福祉士国家資格登録証(写)

2. 応募書類確認の上、受講決定者には2023年6月9日(金)に「受講決定通知書」(受講料振込のご案内他)を郵送します。

3. 受講料を振り込み、「受講料振込証明書添付票」を2023年6月23日(金)必着にてご郵送ください。書類の到着をもちまして正式な受講決定と致します。

○応募書類郵送先・お問い合わせ先 (問合せ時間：平日9:00~17:00)

〒377-0008 群馬県渋川市渋川 1338-4 群馬パース大学福祉専門学校(担当：廣橋)

電話：0279-60-7010 e-mail：paz-care@paz.ac.jp

○講習会カリキュラム

【1日目】2023年 7月4日(火) 午前9:00～午後5:00(休憩1時間)

介護の基本(講義2H)

- ・介護福祉士が働く場で必要とされる法や制度の動向を理解する

実習指導の理論と実際(講義2H・演習2.5H)

- ・実習指導の基本と実習指導者のあり方等について理解する

※開校式

【2日目】2023年 7月5日(水) 午前9:00～午後4:00(休憩1時間)

介護過程の理論と指導方法(講義2H・演習4H)

- ・介護過程の意義と目的を理解する
- ・介護過程展開のプロセスを理解する
- ・介護過程における計画の作成と指導方法を理解する

【3日目】2023年 7月11日(火) 午前9:00～午後5:00(休憩1時間)

スーパービジョンの意義と活用及び学生理解(講義1H・演習6H)

- ・実習におけるスーパービジョンの意義と目的を理解する
- ・事例を通じて学生理解及び指導方法について学ぶ

【4日目】2023年 7月12日(水) 午前9:00～午後4:30(休憩1時間)

実習指導の方法と展開(講義1H・演習2H)

- ・指導計画の作成と指導方法を理解する

実習指導における課題への対応(演習1.5H)

- ・実習指導における自職場の課題への対応方法について理解する

実習指導に対する期待(講義1H)

- ・専門職に求められる倫理、資質、能力等を理解する
- ・介護福祉士のキャリアアップと生涯研修制度を理解する
- ・自職場における実習受け入れの効果の活用を理解する

実習指導の理論と実際(演習1H)

- ・実習指導の基本と実習指導者のあり方等について理解する

※修了式

○注意事項

- ①対面での講義を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染状況により双方向型の遠隔授業(ZOOM等)を活用した受講に変更する可能性もございますのでご了承ください。その際の連絡は別途行います。受講に際しては一人につき一端末(ノートパソコン推奨ですが、タブレット、スマートフォンも可)をご用意いただく必要がございますのでご了承ください。
- ②受講決定通知は6月9日に発送します。万一通知が届かない場合、6月15日以降、上記までご連絡ください。
- ③受講票送付後の受講者都合によるキャンセル・辞退については返金しません。
- ④修了には全科目の履修が必要となります。遅刻・早退は認められませんのでご注意下さい。
- ⑤修了者には厚生労働大臣が定める研修を修了したことを認める修了証を発行します。
また、修了者として当校から厚生労働省に報告を行い、実習指導者として登録されることとなります。